

大和市告示第 4 4 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 3 7 条第 1 項の規定により、次のとおり市道の占用を制限する区域を指定し、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

関係図書は、本市街づくり施設部道路管理課において、公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 1 3 日

大和市長 古谷田 力

1 占用を制限する市道の区域

路線名	占用を制限する区間	
	起点	終点
下鶴間 8 6 号	下鶴間一丁目 3 0 4 7 番 1 3 先	鶴間一丁目 3 0 4 1 番 1 5 先(市役所西側交差点)
南大和相模原線	深見西七丁目 5 7 3 番 1 2 先(深見西交差点)	鶴間一丁目 3 0 4 1 番 1 5 先(市役所西側交差点)
下鶴間桜森線	上草柳字扇野 5 3 3 番 5 先(上草柳交差点)	桜森二丁目 3 3 2 番 1 2 先

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の施行の日前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該市道の敷地外に直ちに用地を確保することができないと市長が認める場合は、この限りでない。